

届け出は
14日以内に
しましょう

国民健康保険 忘れていませんか？ こんなときは届け出を

納めることになります。

また、他の保険の資格が消
失した時点から届け出の日ま
でにかかった医療費は、特別
な理由がない限り、全額自己
負担となります。

脱退の届け出が 遅れると…

国保の資格がなくなったに
もかわらず、届け出が遅れ、
うっかり国保の保険証を使っ
て診療を受ける人がいます。

この場合は、国保から支払
われた医療費を後で返してい
ただくこととなります。

社会保険の任意継続

会社を退職して社会保険の
資格がなくなっても、二年間
に限り、社会保険の任意継続
をすることが出来ます。詳し
くは、お勤めの会社または、
社会保険事務所におたずねく
ださい。

遠方で修学している 学生の国保は…

修学のために笠岡市を離れ
て暮らす学生の皆さんには、
申請により世帯主とは別の保
険証を交付することができま
す。

また、すでに遠隔地（学生

加入の届け出が 遅れると…

加入する資格が発生した月
までさかのぼって、保険税を

（用）の保険証をお持ちの人で、
四月一日以降も引き続き学生
の場合は、更新の手続きが必
要となります。更新の手続き
をされないと、四月一日から
保険の資格がなくなる場合に
ありますのでご注意ください。

③ 印かん
受付期間
4月2日（月）～4月20日（金）

① 在学証明書または学生証
（平成19年4月1日以降に
発行されたもの）

発行されたもの）

手続き・問合せは
市 民 課
☎2130まで

② 国保の保険証
（現在ご使用のもの）

※更新の場合は、遠隔地の保
険証も合わせて持参してく
ださい。

	こんなとき	持ってくるもの
加入するとき	他の市町村から転入したとき	転出証明書
	他の健康保険などを脱退したとき	健康保険の離脱証明書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	母子手帳、保険証
	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書
脱退するとき	他の市町村へ転出したとき	保険証
	他の健康保険などに加入したとき	国保と健康保険の保険証
	生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書、保険証
	死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証
	外国籍の人が脱退するとき	外国人登録証明書、保険証
その他	退職者医療制度に該当したとき	年金証書、保険証、印かん
	退職者医療制度に 該当しなくなったとき	保険証、印かん
	住所・世帯主・氏名などが 変わったとき	保険証、印かん
	保険証をなくしたり、 汚して使えなくなったとき	身分を証明するもの、保険証、 印かん
	修学のため、子どもが他の市町村 に住むとき	在学証明書、保険証、印かん
	長期出張などで別個の保険証が 必要なとき	保険証、期間のわかるもの、 印かん

☐ 遺言、相続、成年後見
☐ 任意後見の相談、契約締結
☐ 会社設立、官庁への各種許認可
岡 俊江 行政書士事務所
〒720-0054
広島県福山市城見町2-1-1
明正ビル2F2号室
TEL/FAX 084-926-6525

笠岡地区唯一のショップ! なんでもおまかせ!!

親切で丁寧な説明の店

ドコモショップ笠岡駅前店



0120-360-368

（携帯・PHSからもOK）

D49-21